広島県森林情報取扱要領

令和４年12月２日　制　　定

令和５年３月23日　最終改正

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要領は，森林法（昭和26年法律第249号）第５条の規定による地域森林計画の樹立及び変更に伴い，県が収集した森林の資源及び土地についての基礎資料（以下「森林情報」という。）の適正な管理及び運用等について，必要な事項を定めるものとする。

（関係法令等）

第２条　森林情報の取扱いについては，次の法令等によるほか，この要領に基づき取り扱うものとする。

（１）森林法（昭和26年法律第249号）

（２）測量法（昭和24年法律第188号）

（３）広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第５号）

（４）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（５）広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和39年広島県規則第56号）

（６）広島県文書等管理規則（平成13年広島県規則第31号）

（７）広島県文書等管理規程（平成13年広島県訓令第５号）

（８）地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて（平成12年５月８日付け12林野計第154号）

（９）地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について（平成12年５月８日付け12林野計第188号）

（10）森林経営計画制度運営要領（平成24年３月26日付け23林整計第230号）

（11）森林の経営の受委託，森林施業の集約化等の促進に関する森林関連情報の提供及び整備について（平成24年３月30日付け23林整計第339号）

（12）森林経営管理法（平成30年法律第35号）

（森林情報の目的・性格）

第３条　森林情報は，地域森林計画の樹立及び変更に必要な森林の資源及び土地についての基礎資料を得るために整備したものである。

２　森林情報は，森林法及び森林経営管理法の円滑な運用，その他行政の推進，学術研究，森林所有者の便に供するために活用することができる。

３　森林情報は，地籍図や空中写真等を用いた間接調査により作成したものであり，林況及び所有界は実測及び確認を行っていない。このため，所有権，所有界，面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではない。

４　森林情報のうち，個人情報の保護に関する法律第２条に規定される項目は個人情報として扱う。氏名・住所等単体で個人を特定できる情報のほか，登記簿等の情報と紐づけることによって森林所有者を容易に特定できる情報（例：地番）と森林資源の価値を推定できる情報（樹種，林齢，面積，材積，成長量等）を同時に含む場合，個人の財産を特定することにつながるため，個人情報に該当するものとする。

（森林情報の定義）

第４条　森林情報の定義は次のとおりとする。

（１）森林情報

地域森林計画の樹立及び変更に必要な森林資源の基礎資料として，県が収集した県内の森林の資源及び土地の情報をいう。なお，森林計画制度関係以外の情報の取扱いについては，本要領の規定によらない。

（２）森林簿

森林情報をもとに，県内の地域森林計画対象民有林について「林班」や「小班（施業班）」を単位とし，樹種，林齢，面積，材積，成長量，森林の所有者，森林の所在，地況等の情報を取りまとめた帳簿をいう。

（３）森林計画図等

　　　森林計画図等は，森林情報をもとに作成した，県内の地域森林計画対象民有林内に存在する小班や地番等の位置図であり，次のとおり区分される。

ア　森林計画図

森林基本図や，国土地理院等が作成した背景図等に，地域森林計画対象民有林の林班～小班界及び林業課で把握している地番界を重ねて表示した紙図面及び画像データをいう。

イ　森林地番図

森林基本図や，国土地理院等が作成した背景図等に，地域森林計画対象民有林のうち，林業課で把握している地番界を重ねて表示した紙図面及び画像データをいう。

　　　ウ　小班図

森林基本図や，国土地理院等が作成した背景図等に，地域森林計画対象民有林の林班～小班界を重ねて表示した紙図面及び画像データをいう。

（４）森林基本図

空中写真や都市計画図を基にした地形図（等高線）に行政区界，道路，集落等を表示した，地図情報レベル5000の図面をいう。公共測量に該当する。

　（５）森林計画関係情報

　　　　森林情報のうち，（２）～（４）以外の情報（航空レーザ計測解析データ等）をいう。

（配備機関及び管理者）

第５条　前条第１項（２）～（４）の資料は，森林法第191条の５，「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」第６条の規定に基づき，林業課，農林水産事務所，農林事業所，関係市町に配備し，当該各機関ごとに次に定める者（以下，管理者という。）が適正に管理する。

（１）林業課長

（２）農林水産事務所長，農林事業所長

（３）市町長

２　管理者は，森林所有者等から森林情報の提供の申請があった場合は，別表１により対応する。

３　市町長は，第１項の資料を利用する場合は，本要領に定められた事項のほか，各市町の定める個人情報保護条例等に基づく適正な取扱いを行う責務を有する。

第２章　森林簿

（利用の申請）

第６条　森林簿の提供申請については，次のように処理する。

（１）申請者は，様式１を別表１の区分により，管理者へ提出するものとする。申請方法は電子メール，手交，又は郵送とし，郵送での返送を希望する場合は，切手を貼付した返信用封筒を提出すること。電子データの手交又は郵送を希望する場合は，電子記録媒体（空のCD又はDVD。USBメモリ，外付けHDD等は不可）も提出すること。

（２）管理者は，前号の申請に対し，提供する情報量が軽微で，かつ，申請者が次に該当する場合は，森林簿を提供することとする。

ア　申請者が申請に係る森林の所有者である場合。

イ　申請者が申請に係る森林の所有者本人以外で次のいずれかの条件に該当する場合。

（ｱ）申請に係る森林の所有者の法定相続人・相続財産管理人・後見人からの申請であるとき。

（ｲ）申請に係る森林の所有者又はその法定相続人・相続財産管理人・後見人から，書面等により，森林簿の提供の申請を委任又は委託されていると認められるとき。

（ｳ）国家機関，独立行政法人，地方公共団体及び地方独立行政法人から業務の参考に供することを示す書類の提出があったとき。

（ｴ）森林組合及び，森林経営管理法に基づき県が「意欲と能力のある林業経営者」と認定した林業経営体から，林業施業に必要とされる範囲の申請のあったとき（県の管理する森林情報共有システムの利用協定書又は，個人情報の取扱いに関する誓約書（様式５）を提出するものとする。また，個人情報に関する内部規定のある場合は提出する）。

（ｵ）学校・大学等公的研究機関から学術的な目的での使用を示す書類の提出があったとき。

（ｶ）個人情報の保護に関する法律第23条第１項に基づき，本人の同意がなくても個人情報の提供を受けることができるとされた者からの申請であるとき。

（３）管理者は，申請に対し，申請者が前号の条件に合致しているかを書面等によって確認しなければならない。

（情報提供）

第７条　森林簿は電子メール，手交，又は郵送によって提供することとし，一連の申請にあたって発生した送料は申請者の負担とする。ただし，申請者が国，地方公共団体又は独立行政法人の場合はこれを要しない。

２　森林簿には個人情報が含まれるため，森林簿を電子メールで送付する際はセキュリティに留意した方式で送付する。

第３章　森林計画図等

（利用の申請）

第８条　森林計画図等の提供申請については，次のように処理する。

（１）申請者は，様式２を別表１の区分により，管理者へ提出するものとする。申請方法は電子メール，手交，又は郵送とし，郵送での返送を希望する場合は，切手を貼付した返信用封筒を提出すること。電子データの手交又は郵送を希望する場合は，電子記録媒体（空のCD又はDVD。USBメモリ，外付けHDD等は不可）も提出すること。

（２）管理者は，前号の申請に対し，提供する情報量が軽微である場合には森林計画図等を提供することとする。

（情報提供）

第９条　森林計画図等は電子メール，手交，又は郵送によって提供することとし，一連の申請にあたって発生した送料は申請者の負担とする。ただし，申請者が国，地方公共団体又は独立行政法人の場合はこれを要しない。

第４章　森林基本図

（申請）

第10条　森林基本図は公共測量であるため，測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）43条又は44条の利用方法に該当する場合は測量法に基づき申請することとし，申請者は，以下の表に規定する様式のいずれかを別表１の区分により，管理者へ提出するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 情報の利用方法 | 申請様式 |
| ①測量成果の複製  （測量法第43条に規定される使用方法） | 測量法第43条に規定される様式 |
| ②測量成果の使用  （測量法第44条に規定される使用方法） | 測量法第44条に規定される様式 |
| ③測量成果の簡易な利用  （上記以外の使用方法） | 様式３ |

２　森林基本図の申請方法は電子メール，手交，又は郵送とし，郵送での返送を希望する場合は，切手を貼付した返信用封筒を提出すること。電子データの郵送又は手交を希望する場合は，電子記録媒体（空のCD又はDVD。USBメモリ，外付けHDD等は不可）も提出すること。

（情報提供）

第11条　管理者は，測量法に基づいた申請については，測量法に規定される条件等を付した上で提供する。

２　森林基本図については，電子メール，手交，又は郵送によって提供することとし，一連の申請にあたって発生した送料は申請者の負担とする。ただし，申請者が国，地方公共団体又は独立行政法人の場合はこれを要しない。

第５章　森林計画関係情報

（利用の申請）

第12条　森林計画関係情報の提供申請については，次のように処理する。

（１）申請者は，様式４を別表１の区分により，管理者へ提出するものとする。申請方法は電子メール，手交，又は郵送とし，郵送での返送を希望する場合は，切手を貼付した返信用封筒を提出すること。電子データの郵送又は手交を希望する場合は，電子記録媒体（空のCD又はDVD。USBメモリ，外付けHDD等は不可）も提出すること。

（２）本要領第３条４項で規定される個人情報を含む情報の申請者は，第６条第１項（２）に準じる。

（３）管理者は，本項第１号の申請に対し，次の条件のいずれかに該当すると認められる場合には森林計画関係情報を提供できるものとする。

　　　ア　提供する情報量が軽微で，かつ，簡易に作成できる場合。

　　　イ　情報の利用目的が，森林整備及び林業施業の効率化・集約化等に資するものである場合。

　　　ウ　提供した情報が行政の推進・インフラ整備・学術研究等，公益性の高い事業のために使用される場合。

（情報提供）

第13条　森林計画関係情報は電子メール，手交，又は郵送によって提供することとし，一連の申請にあたって発生した送料は申請者の負担とする。ただし，申請者が国，地方公共団体又は独立行政法人の場合はこれを要しない。データの容量が大きい場合の外付けHDDの使用・宅配便での送付等，これによらない送付方法については管理者と協議を行う。

２　管理者は，個人情報を含む森林計画関係情報を電子メールで送付する際は，セキュリティに留意した方式で送付する。

３　管理者は，森林計画関係情報の提供に時間を要する際は，申請者に提供日の目安を通知する。

第６章　雑則

（その他）

第14条　農林水産事務所長，農林事業所長及び市町長は，森林情報の取扱いにおいて，本要領に定めのない取扱いが生じた場合については，林業課に協議し，承認を得るものとする。

第15条　農林水産事務所長及び農林事業所長は，処理事案が将来の紛議の要因になると予測される場合には，広島県地方機関の長に対する事務委任規則第４条の規定により，農林水産局長に協議して処理するものとする。

第７章　附則

附則

この要領は，令和５年１月１日から施行する。

広島県森林資源情報及び関係資料取扱要領（平成25年６月19日制定）は，廃止する。

附則

この要領は，令和５年４月１日から施行する。

別表１　　申請先と提供可能データ

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | | 申請先 | 提供方法 | | |
| 帳票・図面  （紙，pdfその他画像データ） | 画像以外の電子データ  （shp，csv，xlsx，accdb等） | 取扱範囲 |
| 森林情報 | 森林簿 | 林業課長 | ○ | ○ | 全県分 |
| 農林水産事務（農林事業）所長 | ○ | × | 全県分 |
| 森林計画図等  （森林地番図） | 林業課長 | ○ | － | 全県分 |
| 農林水産事務（農林事業）所長 | ○ | － | 全県分 |
| 市町長 | ○ | － | 管轄区域分 |
| 森林計画図等  （森林地番図以外） | 林業課長 | ○ | － | 全県分 |
| 森林基本図 | 林業課長 | ○ | ○ | 全県分 |
| 森林計画関係情報 | 林業課長 | ○ | ○ | 全県分 |

　　　　　　　　　　　　　　　　※森林計画図等のGIS用データは森林計画関連情報として取り扱う。